

## 東日本高速道路株式会社東北支社所管施設の災害時における 災害応急復旧業務に関する協定書

東日本高速道路株式会社東北支社（以下「甲」という。）と○○株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における甲所管施設（以下「所管施設」という。）の災害応急復旧業務に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定書は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等の場合に、所管施設において発生した災害の応急復旧業務（以下「業務」という。）に関し必要な事項を定め、甲と乙が協力して被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、別添に示す担当業務場所の所管施設における災害発生箇所及び災害発生の恐れがある箇所とする。

### （業務の内容）

第3条 乙が協力する業務の内容は、前条に示す業務の実施範囲のうち、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 被災時における所管施設の被災状況調査
- 二 被災した所管施設の応急復旧業務の遂行に必要な建設機械、資材、技術者及び労力等の調達及び役務提供
- 三 甲への技術提言

### （応急復旧業務計画書の提出）

第4条 乙は、本協定締結後速やかに業務の協力に従事する連絡担当者名、電話番号、資機材等の種類、数量及び保管場所等を記載した応急復旧業務計画書（以下「計画書」という。）を作成し、あらかじめ甲に提出するものとする。

2 乙は、計画書の内容に変更が生じた場合は、変更計画書を甲に提出するものとする。

(業務の要請)

第5条 甲又は乙が担当する業務場所を管轄する甲の事務所の長（以下「事務所長」という。）は、所管施設に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合において、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧を図るために必要と認めるときには、乙に対し業務のための協力の要請を書面、電話等により行うものとする。

2 乙は、前項の業務の要請があったときには、特別な理由が無い限り、これに応じるものとする。

(業務の実施)

第6条 乙は、前条第1項に基づく業務の要請があったときは、できる限り速やかに所管施設の被災状況を把握し、甲又は事務所長の指示により、業務を実施するものとする。

(契約の締結)

第7条 乙が、第5条第1項に基づく要請に応じて出動した場合、乙と速やかに工事請負契約を締結するものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は、建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後速やかにその状況を甲及び事務所長に報告し、その措置について甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日の翌日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも書面により申し出のない時は、引き続き同一条件をもって1年間更新するものとし、その後の期間満了についても同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和00年00月00日

甲 宮城県仙台市宮城野区榴岡1-1-1  
東日本高速道路株式会社 東北支社長

田仲 博幸

乙 ○○県○○市○○●-●-●  
○○株式会社支店 ○○長

○○ ○○

【担当する業務場所】

担当業務場所 (エリア)	事務所名 (所在地)	道路名等	備 考
北東北地域 □	青森管理事務所 (青森市大字岩渡字熊沢 250 の 259)	東北自動車道 (安代 IC～青森 IC)	
	八戸管理事務所 (八戸市北白山台 5 丁目 5 番 1 号)	八戸自動車道 (浄法寺 IC～八戸 IC、 八戸 JCT～八戸北 IC) 百石道路	
	盛岡管理事務所 (盛岡市羽場 11 地割 66)	東北自動車道 (花巻 IC～安代 IC) 八戸自動車道 (安代 JCT～浄法寺 IC)	
	北上管理事務所 (北上市北鬼柳第 16 地割 73 の 2)	東北自動車道 (一関 IC～花巻 IC) 釜石自動車道 秋田自動車道 (北上 JCT～湯田 IC)	
	秋田管理事務所 (秋田市上北手古野字大繫沢 30 の 2)	秋田自動車道 (湯田 IC～能代南 IC) 日本海東北自動車道 (岩城 IC～河辺 JCT) 湯沢横手道路 (湯沢 IC～横手 IC)	
	仙台管理事務所 (仙台市青葉区郷六字庄子 40)	東北自動車道 (白石 IC～一関 IC) 山形自動車道 (村田 JCT～宮城川崎 IC)	
南東北地域 □	仙台東管理事務所 (仙台市若林区六丁目字南 99 番 1)	常磐自動車道 (新地 IC～亘理 IC) 仙台北部道路 仙台東部道路 仙台南部道路 三陸自動車道 (仙台港北 IC～利府中 IC)	
	鶴岡管理事務所 (鶴岡市小淀川字谷地田 90)	山形自動車道 (湯殿山 IC～鶴岡 JCT) 日本海東北自動車道 (鶴岡 JCT～酒田 みなと IC)	
	山形管理事務所 (山形市千石 91)	山形自動車道 (宮城川崎 IC～月山 IC) 東北中央自動車道 (米沢北 IC～東根 IC)	
	福島管理事務所 (福島市飯坂町平野字前原 11)	東北自動車道 (本宮 IC～白石 IC)	
	郡山管理事務所 (郡山市喜久田町字下尾池 1)	東北自動車道 (白河 IC～本宮 IC) 磐越自動車道 (いわき三和 IC～磐梯 熱海 IC)	

南東北地域	いわき管理事務所 (いわき市好間町北好間字丸田 17 の 1)	常磐自動車道（いわき勿来 IC～新地 IC） 磐越自動車道（いわき JCT～いわき三和 IC）	
	会津若松管理事務所 (会津若松市町北町大字始字屋敷 66)	磐越自動車道(磐梯熱海 IC～津川 IC)	

※令和 5 年 4 月 1 日現在の事務所及び道路名等である。

※被災状況によっては、担当業務場所（エリア）以外での応急復旧業務を担当していただく場合があります。

※新規供用や事務所名等に変更等が生じた場合は別途通知します。